

## **[事案 2023-335] 新契約取消請求**

・令和7年5月27日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2023-332] および [事案 2023-333] の申立人の子であり、[事案 2023-334] の申立人の兄弟である。

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和2年10月に父が親権者として契約した変額保険について、父がコールセンターに解約依頼の連絡をした際に、解約後に既払込保険料相当額がほとんど戻ってこないとの説明を受けたが、募集人は、父に対して解約控除の説明を詳細にしていなかったため、契約を取り消してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人親権者に対し、本契約の内容を説明して同意をもらい、注意喚起情報を読むよう案内し、注意喚起情報と設計書を事前交付の上、契約手続前に読み合わせをしながら申込手続を行った。
- (2)募集人は、申立人親権者に対して解約控除の説明を行った。募集人は、その際に、解約日または減額日における保険料払込月数が10年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数より計算した額を控除する旨を読み上げて確認した。申立人親権者から募集人に対して質問はなかった。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人親権者および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。